

3.14 NO！デジタル庁 デジタル監視法案に反対する市民集会

□ デジタル改革関連法案反対連絡会の自己紹介

2015年8月26日	全労連、全商連、自由法曹団等と「マイナンバー制度反対連絡会」を発足
2021年2月2日	デジタル改革関連法案に反対する連絡会の準備会を開催
2021年2月25日	デジタル改革関連法案に反対する連絡会の発足「2.25院内集会」を開催
2021年3月5日	「企業に狙われる個人情報 低下する市民サービス 3.5院内集会」を開催
	自由法曹団・税経新人会・不公平な税制をただす会・全国商工団体連合会 全国保険医団体連合会・中央社会保障推進協議会・国民大運動実行委員会・ 公務労組連絡会・東京土建一般労働組合・日本自治体労働組合総連合・ 出版労働組合連合会東京地方労働組合評議会・全国労働組合総連合
2021年3月10日	国民大運動実行委員会「定例国会前行動」
2021年3月12日	衆議院内閣委員会傍聴行動

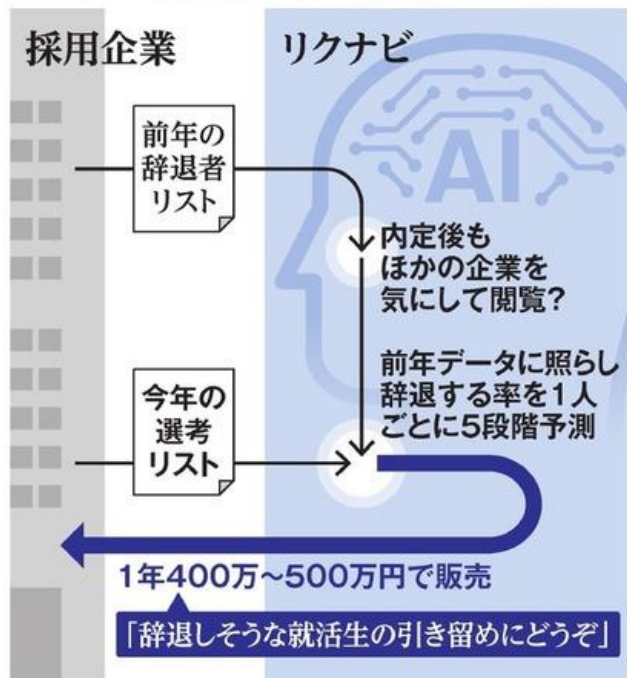
□ デジタル改革関連法案（労働組合の視点から）

<リクナビ事件と個人情報>

就職情報サイト「リクナビ」を運営するリクルートキャリアが就活生の「内定辞退率」を予測し、企業に販売していた問題で、個人情報保護委員会は2019年12月4日、辞退率の提供を受けていた企業にも指導を行ったと発表した。利用目的の通知や個人データを外部に提供する際の対応などが不適切だったためという。指導を受けた企業は、トヨタ自動車、京セラ、YKKなど35社。

問題となっていたのは、リクルートキャリアの「リクナビ DMP フォロー」というサービス。同社は2018年度に対象企業に応募した学生のリクナビ上の行動履歴などを分析。アルゴリズムを作成して19年度の学生の行動履歴と照合することで内定辞退率を予測していたが、学生に十分な説明をすることなく企業に提供していたとして、19年8月にサービスを廃止。同月には個人情報保護委員会から、9月には厚生労働省から指導を受けている。個人情報保護委員会からは、今回2度目の勧告を受けた。

就活生の内定辞退率を予測する仕組み



リクナビ DMP フォローを利用していた企業のうち、トヨタ自動車、京セラ、YKK、三菱商事など11社は、同サービスの利用目的について適切に通知・公表するよう指導を受けた。デンソーやレオパレス21など残り24社はこれに加え、個人データを第三者に提供する場合や個人データの取り扱いを委託する場合の対応についても指導を受けている。

<労働者の働く権利を侵害する危険性>

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要	
趣旨	デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行う。
概要	<p>個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）</p> <ol style="list-style-type: none">個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。 施行日：公布から1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内） <p>マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法等の改正）</p> <ol style="list-style-type: none">国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。 施行日：公布日（①のつづき国家資格関係事務及び健康増進事業、向守子儀寺統子又振直、知時降言有はく）、公布から4年以内（①のうち国家資格関係事務関連）、令和3年9月1日（②） <p>マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化（郵便事務関係法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正）</p> <p><マイナンバーカードの利便性の抜本的向上></p> <ol style="list-style-type: none">住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする。マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載を可能とする。マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。 施行日：公布日（①）、公布から2年以内（①以外） <p><マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化></p> <ol style="list-style-type: none">地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。 施行日：令和3年9月1日 <p>押印・書面の交付等を求める手続の見直し（48法律の改正）</p> <p>○ 押印を求める各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。 施行日：令和3年9月1日（施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。）</p>

法案は、転職時等において「使用者間で特定個人情報の提供を可能とする」としている。転職状況や人事評価、勤務態度などの就労情報が企業間で利活用されることにより、憲法 27 条に定める労働者の働く権利を脅かしかねない問題である。

<社会的運動の規制強化にも重大な障害に>

政治的な信条や傾向のプロファイリングは、プライバシーの観点から厳格に規制する必要がある。ビッグデータの利活用により、時の政府や特定政党の支持への世論誘導、選挙での投票行為に多大な影響を与えることが可能になる。また、蓄積された個人情報は、労働運動や市民運動など社会的な運動の弾圧、排除することに利活用される危険性があり、憲法 19 条に定める思想信条の自由を脅かす恐れがある。

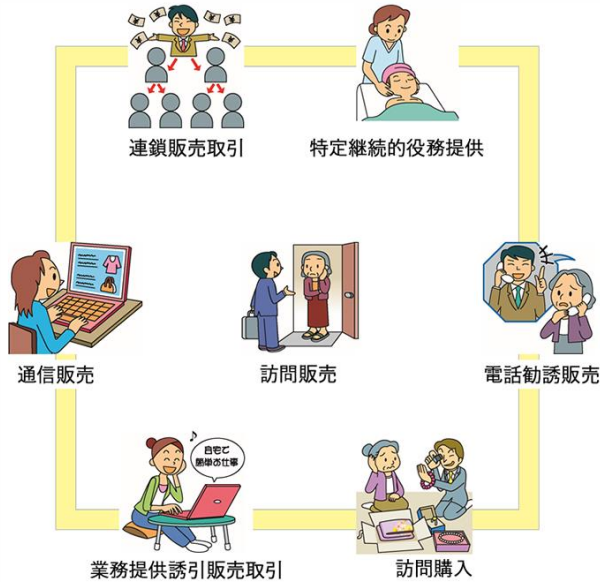
<改憲勢力がすすめるデジタル庁を軸とした改革>

- ・ 憲法 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- ・ 憲法 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない
- ・ 憲法 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

□ 特定商取引等の契約書のデジタル化（生協職員の視点から）

3月5日には「特定商取引法」と「預託法」の改正案が閣議決定された。
悪質事業者を喜ばずデジタル化といえる。

支持できる部分	問題点
詐欺的な定期購入商法対策／送り付け商法対策／販売預託商法の原則禁止	契約書面等の交付義務のデジタル化 →悪質な事業者がデジタルな不慣れな消費者を騙して承諾させ、悪用することが懸念される



←特定商取引法

政府が契約書の電子化を認めようとしているのは、訪問販売・電話勧誘販売・マルチ商法、預託商法など、主に特定商取引法（特商法）や預託法で規制されている取引。過去にトラブルが多発し、特に消費者保護が必要とされる取引で、契約を結ぶ際には内容やクーリングオフについて書いた書面を紙で渡すことが義務づけられている。

3月5日時点で反対意見書を提出しているのは日本弁護士連合会や地方弁護士会、消費者団体など41団体。

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

消費者の脆弱性につけ込む悪質商法に対する抜本的な対策強化、新たな日常における社会経済情勢等の変化への対応のため、特定商取引法・預託法等の改正による制度改革によって、消費者被害の防止・取引の公正を図る。

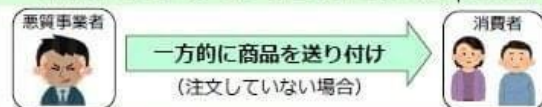
特定商取引法の主な改正内容

1 通販の「詐欺的な定期購入商法」対策

- 定期購入でないことと誤認させる表示等に対する直罰化
- 上記の表示によって申込みをした場合に申込みの取消しを認める制度の創設
- 通信販売の契約の解除の妨害に当たる行為の禁止
- 上記の誤認させる表示や解除の妨害等を適格消費者団体の差止請求の対象に追加

2 送り付け商法対策

- 売買契約に基づかないで送付された商品について、送付した事業者が返還請求できない規定の整備等（現行では消費者が14日間保管後処分等が可能→改正後は直ちに処分等が可能に）



3 消費者利益の擁護増進のための規定の整備

- 消費者からのクーリング・オフの通知について、電磁的方法（電子メールの送付等）で行うことを可能に（預託法も同様）
- 事業者が交付しなければならない契約書面等について、消費者の承諾を得て、電磁的方法（電子メールの送付等）で行うことを可能に（預託法も同様）
- 外国執行当局に対する情報提供制度の創設（預託法も同様）
- 行政処分の強化等

預託法の主な改正内容

1 販売預託の原則禁止

- 販売を伴う預託等取引を原則禁止とし、罰則を規定
- 原則禁止の対象となる契約を民事的に無効とする制度の創設
- ※ 預託等取引契約：3か月以上の期間にわたり物品の預託を受けること及び当該預託に関し財産上の利益の供与を約するもの
- ※ 例外的に認める場合には、厳格な手続の下、消費者庁が個別に確認



2 預託法の対象範囲の拡大

- 現行の預託法の対象の限定列举の廃止→全ての物品等を対象に

3 消費者利益の擁護増進のための規定の整備

- 行政処分の強化等

消費者裁判手続特例法の改正内容

被害回復裁判に資するために、特定適格消費者団体に対し、特定商取引法及び預託法の行政処分に関して作成した書類の提供を可能に